

E i w a N e w s

銀行取引のインボイス対応等について

令和4年11月
(No. 208)

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

今回は、銀行取引において事業者者に求められる書類保存の対応等及び高速道路料金の適格請求書等についてご紹介いたします。

[1] ATM・両替機の手数料について

インボイス制度の実施後は、簡易課税制度の選択をしている場合を除き、仕入税額控除を行うためには、仕入先が発行した適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。

銀行の振込手数料等はインボイスの保存をすることで、仕入税額控除を受けることができますが、3万円未満の自動サービス機の振込手数料等については、事業の性質上、インボイスを交付することが困難なためインボイスの交付義務が免除されています。この場合、インボイス保存の代わりに、ATMなどの設置場所の住所等を帳簿に記載することで仕入税額控除を受けることができます。（住所は市区町村名等の記載でよく、番地の記載までは不要と考えられます。）

[2] インターネットバンキングの手数料について

インターネットバンキングは自動サービス機に該当しないため、インボイスを保存しなければ仕入税額控除を受けることはできません。

[3] 適格簡易請求書について

以下の事業者については、インボイスに代えて適格簡易請求書（簡易インボイス）を交付することができます。

簡易インボイスは、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称の記載は不要です。

①小売業

②飲食店業

③写真業

④旅行業

⑤タクシー業

⑥駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限ります。）

⑦その他これらの事業に準ずる事業で、不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

上記の事業者が発行する簡易インボイスは、利用者の名称及び消費税額又は適用税率の記載を省略することができますが、その簡易インボイスを保存することにより仕入税額控除を受けることができます。

[4] 売手負担の振込手数料への対応

銀行の窓口で、買手が売手へ手数料を差し引いた金額を振り込んだ場合を想定します。

インボイスは、取引の相手方に対して交付するものであるため、その役務提供の相手方が振込側であるということであれば、銀行は買手側にインボイスを交付することになります。

そのうえで、売手負担の手数料につき売手が仕入税額控除を行うには、主に次の3つのいずれかの方法をとることが考えられます。

① 売上に係る対価の返還等として処理する

売手は振込手数料相当額の売上値引きを行ったとして処理することとなり、売手が買手に対して返還インボイスを交付する必要があります。返還インボイスには、「売上に係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の内容」、「売上に係る対価の返還等の金額(=振込手数料相当額)」、「消費税額」等を記載することになります。

② 買手からの役務提供として仕入明細書対応を行う

継続して取引のある買手が振込手数料を差し引いてきた場合、売手は買手に対して仕入明細書を交付し、売手が仕入税額控除を受けます。この場合、その仕入明細書につき買手の確認を受ける必要があります。

③ 買手が振込手数料を立替払したとして処理する

売手は、買手が銀行から受領した振込手数料に係るインボイスと立替金精算書を買手から受領し保存することで、仕入税額控除を受けることができます。この場合、買手が差し引く金額は振込手数料に係るインボイスに記載された金額となります。なお、買手が売手に交付するインボイスが大量になるなどの理由で交付困難な場合は、立替金精算書の保存をもって売手が仕入税額控除を受けられるなどとされています。

[5] 高速道路料金の適格請求書等について

料金所の窓口や精算機で支払った場合は、簡易インボイスとして領収書や利用証明書が交付されます。また、ETCパーソナルカードやETCコーポレートカードは、インボイスとして請求書が送付されます。

一方、クレジットカード会社が発行するWEB明細については、インボイスと認められません。クレジットカード会社等が発行するETCクレジットカード等は、WEB上の「ETC利用照会サービス」において「利用証明書」(PDF)が電子適格簡易請求書として交付されます。利用者は「利用証明書」(PDF)を電子データ保存する必要があります。

また、サービスエリアやパーキングエリアなどに設置されているETC利用履歴発行プリンターで発行する「利用明細書」や、ETCカードを利用して料金所で発行する「利用証明書」は、インボイスには該当せず仕入税額控除を受けることができません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。